

昭和二十九年八月四日（水）

人口問題審議會第四回第二部會議事速記錄

於 共 濟 會 館

人口問題調査委員会第四回第二次報告書

文部省印刷局

昭和二十六年八月

人口問題審議會第四回第二部會議事速記録

昭和二十九年八月四日(水)

於 虎の門 共済会館

一、開 会

一、議 事

一、閉 会

出席者 (五十音順)

部長 永井 亨

委員 黒沢 潤三

〃 下糸 康麿

〃 下村 宏

〃 松岡 駒吉

専門委員

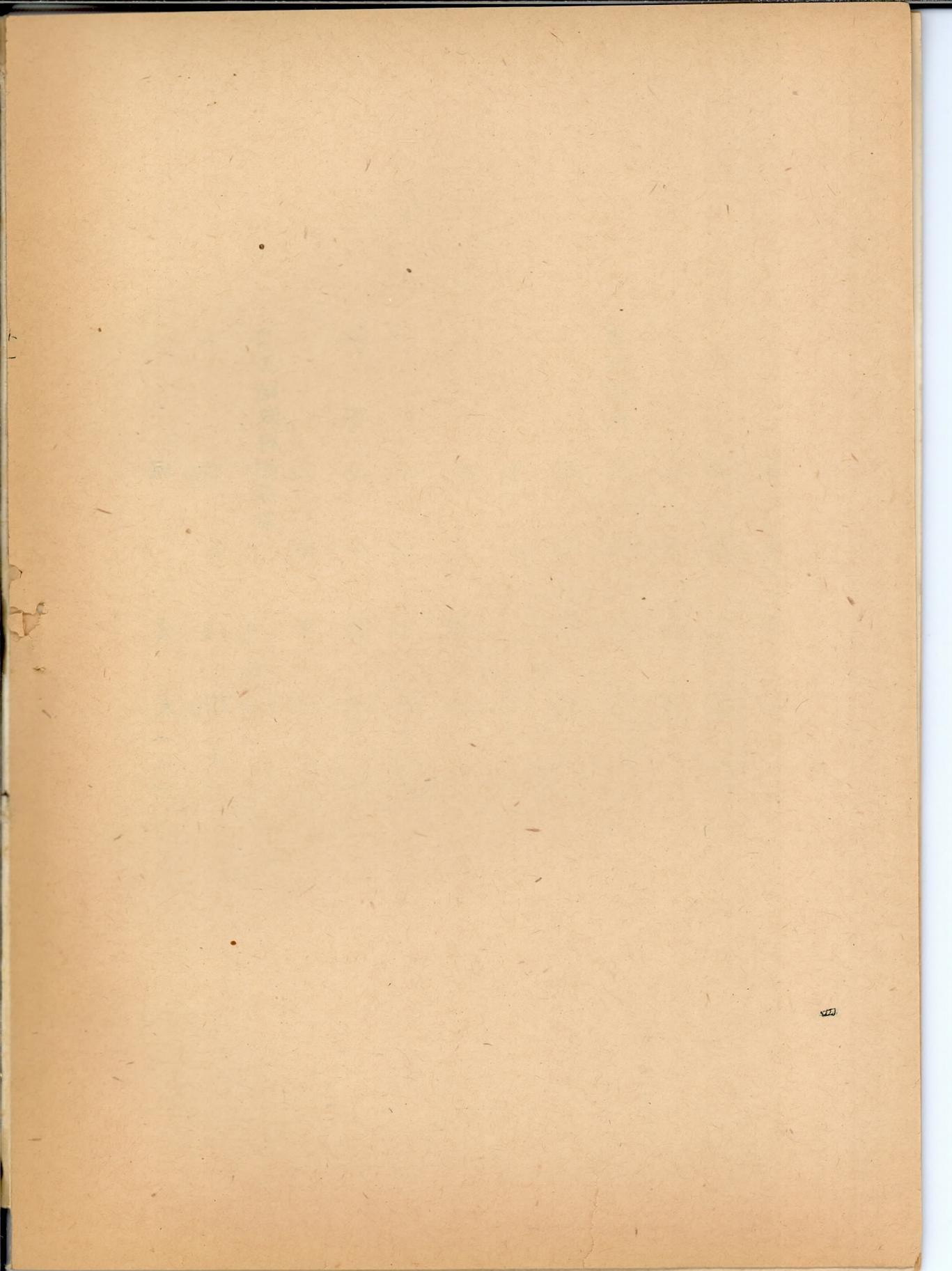
田	館	小	川	幹	山	本	館	古	北	山	矢	宮
中		山	瀬	事	口	多		屋	岡	本	野	崎
		進	健	今	正	龍		芳	村		一	太
寛	稔	次	治	井	義	雄	稔	雄	遠	杉	郎	一
(代)		郎	(代)	(代)	(代)						(代)	

内
一

その他政府関係者

堀 吉
田

秀 信
夫 (代)
邦 (代)



人口問題審議会第四回第二部会議事速記録

昭和二十九年八月四日(水)

茨 虎の門 共 済 会 館

午後二時開会

○永井部会長

それではこれから第二部会を開会いたします。

この前の部会の際に、松岡さんを委員長に願つて、起草委員を北岡、古屋、寺尾のお三人にお願いをしたのであります。そして七月十五日、二十二日、二十三日の三回にわたつて御会合願ひしまして、成案ができましたので、大体の御報告を松岡委員長にお願ひしたいと思います。

○館専門委員

その前に、部会長恐れ入りますか、誤植があるのでミスプリントの

訂正をさせていただきたいと思ひます。

それではお手元におまわしいたしました本日の案文でございますか、どうも事

務の方の不手ぎわでたいへん急ぎました関係上、ミスプリントが残っておりますので、おもなところだけをただいまから訂正させていただきます。まず最初に、お手元の六ページの三のうち「健康保険その他の社会保険の給付として」というのを「健康保険その他の社会保険において」とを訂正していただきます。それから四の「租税」と「租税」に、五の「総合的人口対策」と「総合的人口政策」に直していただきたいと思えます。次に八ページへ参りまして、七行目の「適正を避妊法」と「適正な受胎調節」十ページの最後の行の「末端」は「末端」に御訂正いただきたいと思えます。

○松岡委員　前回の御会におきまして御指名を受けました私ども四名の起草委員は

数回会合いたしました。なお関係方面ともよく連絡打合せを試みつつ、結局印刷物として御配付申し上げましたようなものかでき上ったわけであります。ごらんいただければもうそれでわかるのであります。起草委員四名が十分に論議、話し合いの上このような表現ですべて満場一致をもって決定いたしました次第であります。

人口の過剰が戦争前から日本にありました。かまことに困った問題であつたことは申し上げるまでもありませんが、敗戦の結果豊か少くなり、あるいは資源の關係にいたしましても海外投資の關係にいたしましても

あるいはその他の点から見まして、敗戦後の人口の非常な激増というもので、資源と人口のアンバランスをこのまま放置しておきますと、単に国内の社会秩序あるいは治安などという面のみではなくて、国際平和の上にも脅威となるおそれか必ずしもないではない。こういう点につきまして幾分の議論もありました。大体さきに申し上げました通りみんなの意見の一致したところでありませう。従いましてそういう観点から人口の量的調整というところが当面の急務である。それがためには家族計画をその政策の一環として取入れまして、これを取上げて、これによつて人口の調整をはかろう。ただこの際いろいろすでにお聞きの通り、これに対しては反対の議論もありまして、積極的な議論とでも言いますか、人口の多いのはかえつて国の実力を意味するるのであつて、人口を制限する

よる消極的な政策はあまり感心しないという議論があるのであります。しかし、私どもの考文といたしましては、ここに印刷してあります通り、人口の過剰という今日の状態のまま参りますと、もう限界点を越えておるのであります。この状態では資本の蓄積であるとか、産業合理化ということをもしろこれがたぬに不可能ならしめておるのだ。こういう見解で一致いたしました。こういうような考文からいたしました。前文並びに決議の主文のあとに、具体的な措置を七項目にわたりました。あげることにはいたしました。

この点できわめて大まかに申し上げますと、まず総合的な人口政策の一環として家族計画を取上げる限りにおいては、その指導組織と確立することが必要である。なお必ずしもそれがために新しい部局を役所の中につくれというのではありません。これを責任を持って担当する部局というものを明確に定めてもらわねば相ならぬ。第一にかような行政上の問題につきましても項目をあげることにはいたしました。なお家族計画の普及徹底をはかりますためには、優生保護指導

其の活動に支障ありしめてはならないので、その積極的な活動をうながすことに措置されたい。さらに生活困窮者に対しまして、受胎調節のために必要な手段というものを無償もしくはさわめて廉価にこれが配布されるようなくふう、あるいはさきに字句の修正をお願いたしましたか、健康保険その他の社会保険でこれを措置し得るようなことにしてもらいたい。要するに社会保険、健康保険等を福びつけるというわけであります。

四のことはちよつと問題で、あるいは反対の議論も相与おありであろうかと思いますけれども、今日の貸金制度はなかなか複雑でありまして、生活貸金という思想は必ずしも悪くないと思つてあります。あまりに複雑な貸金制度というものには、必ずしも貸金労働者を幸せにするものでないと考へられる点があります。かてて就て無制限に家族手当を支給するということは、かえつて家族計画というものが国策上取上げられなければならないということ考へる私どもといたしましては、むしろ労働階級の多産のために結果的には苦しめるような弊が

感ぜられますので、この点が一つ、

並びに同様な意味におきまして、租税関係において扶養家族の控除等につきましても、無制限にこれが行われることのために多産奨励となるきらいがある。そういう言だけは除去して行なわれは存らな、これを是正しなければならぬ、こう考えるわけでありませう。これにつきましては起草のための四人の委員会におきまして、これは労働組合方面であるいは反対がありはしないかという御意見もございました。もとよりそういう二点についてあらかじめお考えいただくことはなほだけつこうなことでありますが、必ずしも賃金を引下げろというのではないので、いろいろとすゝめの涙のようなものを手当とか何とかいつて掲げて複雑な賃金制度をとるよりは、むしろこの手当を本給に繰り入れて、いわば産業政策上または別に論議される点も多々あると思ひますが、むしろ能率給を主とするという方面に考へることの方がこの際においては大切ではないかということも考へられるわけでありませう。さきに申し上げました通り、これは必ずしも賃金を引

下げるといふ意味ではございませんで、これらの平当を本給に繰入れる運動が当然に組合の間から自主的に起つて来ることを期待し得るのでありまして、これは決して労働者の経済にとりまして生活に圧力を感せしめることはない、さように信じまして、かねて幾らか労働組合に關係があつたし、今なお關係を持つております私がそういう点を強く主張したせいもありましたよう、それならばそれはよからうといふので、是正するにという程度の文字表現を用ひまして、家族手当並ひに租税の扶養家族控除についての項目を挿入したわけであります。

なお総合的の人口政策に基づく家族計画の推定と誤まらしめないためにも量的ばかりでなくて、質的な動向が必要であると思う、これがための調査研究を行つて行政の變轉とさせるようにし向けなければならぬ。

次に医学校の教育、これを取入れることの必要を認めまして、家族計画の技術の研究、そういう教育を医学教育の中でやつてもらいたい。

それから妊娠中絶の問題でありますか、これをしばしば繰返さなければならぬ。

いようなことに存りますことは母性を傷つけることになるのでありますから、これを扱った医師は眞が同一の人に対して手術を必要とするか否かときこのないよ
うに、必要な知識を供与し、これを適当に指導しなければならぬことを義務づ
ける必要があろう、こういうことを考えまして、人口妊娠中絶から来る各般の弊
害を幾分でもこれによって取除こうという意図であります。

以上大体七項目にわたりますはなはだ大ざっぱな説明でありまして不十分だと
思いますが、そういう理由でこれを起草したわけであります。なお説明につき
ましては、これはごらんをいたたくことにいたしました。この際私はこれについ
て何ら言及しないで省略させていただきたいと思ひます。なお私どもの説明はは
なはだ大まかで不十分でありますので、この起草委員会の主査の役目を努めてい
ただきました。なお事実この文章の起章の任に当つていただきました古屋博士か
ら必要があれば詳しく説明していただき、さらに主査のような仕事をしていただ
きました筈さんから皆さんの質問に答えて詳しく説明申し上げるよう願ひたい

と思ひますが、古屋先生どうか御迷惑でも御質問がありましたらお答文を願ひます。

以上私の御報告を終ります。

○永井部会長　この一枚紙にあります追加事項についてはどうでしょうか。

○松岡委員　これは後ほど古屋博士から起草委員の一員としてというよりは、率二

部会の委員としてあらためてここで御提案になりたいということでもあります。

○永井部会長　それではいかがいたしましたでしょうか。あなたも幹事の方から御朗読を願って逐条審議と、口うことにいたしましたでしょうか。それより前に大体についての御意向がありますればそれを伺つて、古屋さんその他から御回答願うようにいたしましたでしょうか。

○下条委員　質問だけでいいじやないですか。

○永井部会長　ではひとつ御遠慮なく御質問願ひたいと思ひます。

○下条委員　それでは私ちよつと、前文それから主文ともたまことにけつこうで措

置も適当なお考えと思ひますが、第一の「総合的人口政策に基く家族計画推進のための指導組織」という点は、国家の組織なのですか、民間の組織のですか、そ

の点意味かはつきりしてないのですが、どういう姿勢ですか。

四

○古屋専門委員　これは国家、民間くるめてのつもりであります。あとの説明に若干のことはおかるように書いてあります。

○下条委員　説明を見たのですが、説明の内容は関係者が参考人その他の着を呼ぶということかありまして、組織自体が国家的なものか、民間団体が明らかでないのです。

○古屋専門委員　あるいはそれは言葉の書き方で多少どういう点をどういうふうに訂正されたいという御希望でもあれば伺つてもいいと思います。

○下条委員　別に訂正の考文はないのです。西方を含んでおる。そこで国家の場合には問題にならなり、国の経費をとつてお直めになる組織とありますが、民間団体の場合に対しては、総合的な人口政策として御推進になる以上は、国から民間団体に対する何か補助的なことはお考文になつてゐるのかどうかという点をお聞きしたいのです。

○古屋専門委員

私がせういうことをお答えする筋としてどうかと思ひますが、非常にそれを期待しているわけでありませう。

○下条委員

私の質問の要点はそこにあるのです。つまり国家でおやりになるのは当然の経費でやつて行けると思ひます。しかし民間団体についてはその点が明瞭でない。しこうして私の考文では、国家が御自身でやるのをけつこうでなければ、同時に民間団体と指導して、そういうものが強力にやつた方がよい。その場合には国の経費から相当な額を御支援になるといふことがいいのじやないかと、思ひましてお尋ねしたのでございます。

○古屋専門委員

私もまったく同様に考えて立派な次第でございますが、特に閣議決定がありました後、三年間の実績を見ておりますと、それを具体的に申しますと、中央官庁から地方官庁、それから末端の保健所等が中心になつて運営をいたしてある、従ひまして予算のごときもおもにその筋に流されておつたわけな

んです。民間にはほとんど行つていなかった。たとえば毎年約四、五千万圓の金が使われておるわけですが、主として保健所の充実というようなことに使われておつて、その外で実際の活動をしておる方にはあまり流れて行つていなかつたのであります。どうもそれが政府の過去数年間の活動というものがあまり成功していなかつた原因のよりに見えますので、組織を少し広げるとともに、そのことを考えてもらわなければならぬ。また一節には、むしろ保健所のことはたゞ主権者であり、指導者という立場をとつて、保健所自身がやるのではなく、民間にやらして、保健所はシユリパーヴァイズという立場をとるべきが本筋であろう。このような意見も最近かなり強力に出て参つております。政府がやるということになるとどうもうまく行かない、やはり民間におもにやらして、政府はこれを見て指導する立場をとつた方が効率的であるということ、府県からかなり強力に出てあります。やういふことを勸来いたした次第であります。

○下条委員　たいへん適正な御意見に拜聴いたしました。国家でおやりになること

を妨げるわけではありませんけれども、民間団体に対しては十分な御支援を賜われまして、そうしてそのような家族計画の運動がもつと具体的に機構的に推進されることを切望いたしております。それでここに担当する部局というのはどの程度の部局をおつくりになるおつもりなんですか。具体的に言えは、たとえば局とがあるいは独立の家族計画運動局というようなものをおつくりになるのか、どういふような構想をお考えになつておるのであるのでしょうか。もう一度質問が許されるならば御答弁願いたいと思ひます。

○古屋専門委員　それに対しましていろいろ案はありますけれども、私がお返事申し上げますよりも、厚生省方面でも考えておることかあるようですから、どうかできるなら他日厚生省方面の人にも来ていただいたらいいのじやないかと思つた。今年度の予算の組み方などにもそういう色彩が大分盛られておるように聞いております。

○松岡委員

実は下条先生、その問題につきまして新しく何か部局を新設すること

を要求するかごときは、ともすれば厚生省関係方面と何か打合して、見せてこ
人口問題審議会で機構の充実を役人の希望にかわつて主張するかごとき曲解され
たり何かすると、これは役人としても迷惑であろうし、また審議会の権威にも關
することであるから、これを扱う部局というものを明らかにして、責任を明らか
にしてもらうことを要求すれば、おのずからこういう答申書———というのじやな
いのかも知れませんが、こういうことについて政府も十分に考慮するといふのか
当然だ。取扱う主管の部局を明確にするだけでなく、当然そうなつて行くから、
「新設」といふかごとき言葉はむしろ避けた方がよからうといふような点と考慮
いたしまして、こういう表現に一致したわけなんです。

○下系委員　よくわかりました。要するに中次に部局ができますことは、家族計画
運動を推進する上におきまして非常に重大な要素だと思ふのです。だからこれは
ぜひ強力にお進めになるような意味で御決議願いたいと思つてあります。

それからなおついでにつけ加えて、一に因して希望的なことを述べたいと思ひ

ます。来年の十月に家族計画に関する国際会議が開かれる予定になつておられますか。やういふ場合につきましてはむしろそれか家族計画運動推進に効果があるものか信じております。やういふ場合には国家として担当に開設については援助を願いたいと思ひます。この機会に参考として申し上げておきます。

○永井部長　皆さんに御相談があるのでありますか。実はこの措置の第一号ですか。ここに書いてある「郵局」はとう見ても政府郵内の郵局であつて、民間を含ませることはこの解釈では無理だと思ひますから、説明書の中に指導組織の確立につきましては、民間関係機関あるいは関係団体の積極的協力をうむかすとかいふような意思の説明文の中に入れれば、先ほどから下条さんと古屋さんの御問答の間でも意見の一致されたこととあります。やういふ説明書の中に文句を入れまして、措置の一号の「郵局」というのは政府という意味で民間を含ませるわけには参りませんから、やういふにはかりはからつていかかでございますか。松岡さんい

かがでしようか。

○松岡委員

説明書の方に入れていただきましたら明瞭になると思います。

○北岡専門委員

私か譲歩して実はこんなことになつたのでなければ、私はやはり政府に新設機関を置いた方がいいと思ひます。けれどもあまり固執してはけませんからこれに賛成しましたけれども、そこで下条さんに私の方からちよつと伺いたいのですか、この中の「部局」はどう思つても政府部内ですか、指導組織の確立というのは何も政府部内に限らないと思つたのです。文章をちよつとかえてこゝうしたらどうでしょう。「総合的人口政策に基く家族計画の推進のための指導組織を確立するとともに、政府部内に責任をもつてこれを担当する部局を決定し、民間に指導組織を確立し政府において、補助することと、そうすれば政府部内には、部局をつくれ、民間には指導組織を確立させるといふことはつきりすると思つたのですか、いかがでしょう。

○下条委員

その方がマツチしていいでしょう、非常にけつこうだと思ひます。

○永井卸会長

いかがでしょうか。「政府の補助」云々といふことまでは少し……

しかし大体の書き方は今北岡さんのおつしやつたようにすれば明瞭なんでしょうか。

○松岡委員

補助とまで行かなくても助成とでもしたら……

○下系委員

今の案でいいじゃないですか。北岡さんの案に賛成です。

○永井部会長

こういう文句にしたらいいかひとつ発言していただけませんか。

○館専門委員

ただいまの御意見はけつこうだと思つておられますが、指導組織の場合

にはやはり政府の指導組織が主体として考えられておりますので、むしろ政府の

指導と、それから民間の組織と両方がここで解散された方がいいと思つて、指導組

織と民間組織だけに限つてしまふのはどうかという気がいたしますので、北岡先

生の御訂正で、指導組織を民間だけにしてしまわな……

○北岡専門委員

せうすると「政府は責任をもつて担当する部局」これは指導もや

るので、政府にこんなものを置き、それから民間にも置いて助成せよ、こうい

うのです。

○永井部会長

それ自体が指導組織なんですね。

○館専門委員

ただここで考えられておりますのは、例の地方組織まで考えられて

おりました。あとの説明文のところでは保健所まで掲げられておりますので、これはやはり政府の指導組織と民間の指導組織との両方が含まれる意味の方がよろしいのじやないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。そしてむしろ政府の責任ある部署をさめて、その下にやはり政府の指導組織をつくつて、これに對して民間関係機関の積極的な協力をうながして行く、そういう意味の方がよくはないかという気がいたします。それで措置のところの字句を訂正いたしました。それと同時に説明文の中にも先ほど細会長さんからお示しがありましたように、何か多少それを入れました方がたいへん完璧になるかという気がいたしますか、いかがでしょうか。

○古屋専門委員

実はこういうふうになつておるのです。説明の十ページの終りから二行目のところからちよつと読みますと、「次に従来の受胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであつたため、末端指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであつたか、この総合的人口政策の立場に立つ家族

計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながるものであり、特に家庭の経済設計に立脚してその子女数を決定することを根本とするから、これがための宣伝教育活動を必要とする。従つて指導組織もこの関係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとに行われるよう考案することが必要である。またこの運動に直接携わるものは保健所関係者はもとよりであるが、市町村公務員、社会事業団体、婦人団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならぬ。なお指導組織が以上のごとく拡大されるとすれば、こういうことで大体指導組織はこままでどういふことをねらつておるかといふことはわかるのじやないか、こういうふうに考えた次第であります。

なお厚生省から見えましたが、厚生省が先ほど私が申し上げましたように従来の保健所中心から、むしろ保健所は指導者として立つのであつて、実際の活動は主として民間にやらせるといふような方針にして、転換して行きたいという希望を持つてゐるように私聞き及んだのであります。これがはたして事實である

やいなや、直接厚生省の所管局でこの事務を担当しておられる樋上君が来ておられますので、御説明願つたらどうかと思ひます。

○永井部会長　　とうぞお願ひいたします。

○樋上代理　　局長はまだ体が不十分なので私がかわつて参りましたが、私の方で受胎調節の仕事を担当させていたただいておるのでありますが、本年までは残念ながら予算的には優生保護相談所に対する補助金しか認められておりません。そういう方面の活動が中心になつておつたわけであり、これは私どもの局といたしましてまだ決定したわけではございません。はつきり申しまして、私も事務的な立場からこのように考えたらどうだろうかという計画を一応次のように持つておるといふこととひつ御了解をいただきたいと思ひますが、人口問題と申しますか、私どもの立場から申しますれば受胎調節の問題もございますが、これは各市町村の非常に大きな問題だ。基盤は市町村に置くべきじゃないだろうか。従いましてその市町村のあくの中で先ほど古屋先生からちよつと御説明のありました

ようなそれぞれの関係機関の者がそれぞれの立場からその活動を展開して行く
それを総合調整して行くのが市町村長の役である。そういうように中心をそこに
置いて、やうして具体的にその実地指導につく者は法の上で認められております
実地指導員が中心になって行くのだ。さういふふうに向けて行つたらどうだろう
と考えておるわけでありませう。さしあたり私は今簡単に集団運動、こう申してお
るのですが、市町村の地域の中におきまして三十人あるいは五十人を一応基本に
考えまして、全般的に啓蒙運動を展開して行きます。そこにそれぞれの関係者が
同時に寄りまして、中心は実地指導員をそこに呼んで実地指導員が個々の実地指
導に当るのだということとをそこで紹介して、実地指導員の方がそれぞれ市町村
の従業員的生活に入つて行けるような一つのチャンスを与えて、やうして実地指
導に徹底して行く、こういうことに持つて行つたらどうだろうかということを一
応考えて、今後の予算折衝におきましてはやういふ線に進めたらどうかといふか
うに考えておるようでございます。大きくは現在社会福祉関係の系統機関もござ

いますし、それから農村を主体といたしました全農協の組織もございます。あるいは社会保険のそれぞれの組織もございます。それらの関係者の方に寄つていただいて、今申し上げましたような趣旨に沿つて少しでもこの仕事の推進がはかれるようにしたいと考へまして、今そういう方々によつていただけるような資料を整備しておるといふ段階でございます。

○永井卸会長　重ねて私から御相談申し上げたいのですが、この措置の第一号です。指導組織を確立することは官民力を合せてやるという筋のことは、説明書にもよく書いてありますから、これはこのままにして「責任をもつて」の前に「政府が」という三字を入れたらよくわかるのじやないでしょうか。指導組織を確立することは何も政府ばかりじやない、このままですと「政府は」という字がないのだから前の指導組織のことも政府だけでやるように見えます。またあとの卸局はたして政府卸局であるか、その他の民間の団体の卸局であるか、これからよつと不明で、下条さんのような御質問が出たのもそこら出たのだと認めますから、

「政府は責任をもつてこれを担当する部局を決定する」というぐあいに三字入れれば、前段と相まって、前段の方の指導組織は官民力を合せて確立する。これは説明書に書いてあります。そうしたらどうでしようか。

○北岡専門委員　それによらしては、第百九号の意見を訂正したような字句の方がよくはないでしょうか。「指導組織を確立し」といつても、そういうことを責任をもつてやれと要求する相手はやはり政府だろうと思ふのです。たおらやはり順序は家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する部局を決定する。とともに指導組織を確立するとは何とかならぬ。そして民間の場合においては助成する。こういうふうに書いた方がはつきりしやしませんか。

○下条委員　錦さの意見に賛成です。

○永井部会長　さつきのあなたの言われた文句をもう一人朗読してください。

○館専門委員　ただいままでの議論の要点になつております点は、やはり民間の積極的な協力を仰ぐという点で字句が不足しておりますし、明確でないと思ひます。

から、大体ただいま北岡先生のおつしやつたようにいたしました。民間関係諸機関の積極的な協力をうながすような字句を適当に挿入した方が明確に存るかと思えます。なおそれはできますれば指置の第一号の中にそういうことを入れると同時に、説明の中では民間団体の協力を得ることか暗に示されておられますか、さらに説明の中で民間機関の協力をうながすというような意味のことを入れて、両方に入れておけばはつきりすると思いますか。いかがでありませうか。

○永井訂会長 さつきの本文の中にどういふ文句を入れますか。北岡さんのさつきおつしやつたのでいいと思えますか。

○北岡専門委員 とう一度言つてみますと、「家族計画推進のために政府は責任をとつてこれを担当する部署を決定するとともに、そのために指導組織を確立し、民間団体の積極的な協力をうながすために助成を行う」と。これが新しく加わつただけで、あとは下衆さんのおつしやつたような疑問をなくすために字句をけつさりしただけだと思うのですが、「民間団体の助成」というと八百長的になるという

ような遠慮があれば抜いてもいいかもしれません。

○ 館専門委員

ただいま北岡先生が本された案でたいへんけっこうだと思っておりますが、最後のところで「助成」と限定しないで、もつと広く「協力」のような措置を講ずること」といつた意味ではいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 北岡専門委員

賛成です。

○ 古屋専門委員

「助成」というと金だけ持しがるようでは……

○ 下糸委員

「決定」というのは弱いと思っております。「設置する」とか何とか……

○ 北岡専門委員

「設置」というのは遠慮したのですよ。

○ 永井部会長

「新設」になるからあまり……

○ 北岡専門委員

現在の公衛生局が人口問題をやるとか、そういったようなことを決定させればいい。

を決定させればいい。

○ 下糸委員

松岡さんからそういったお話がありましたか、「決定」というのは考

えると弱いような気がする。

○北岡専門委員

私はあなたの意見と同じで、「設置」と書いた方がよいと思うの

です。古屋さんも初めは「設置」に賛成だったし、ほくも「設置」と書いたため
よ。

○永井卸会長

それはつまりらぬトラブルを起してはいかぬという意見がどつかから

出たので……

松岡さん、これは「設置」と直した方がよいでしょう。

○下条委員

「決定」じやおかしいですよ。

○永井卸会長

新設しなくても、設置だつていいのですよ。今までのを改造してま

設置ですから……

○下条委員

「決定」だけじゃ……

○古屋専門委員

「決定」は、すでに決定してあると言えないことはない。卸荷が

あるのですから……

○永井卸会長

それではどういたしましょうか。

○鑑専門委員

今ちよつと整理いたしまして朗読いたしますからちよつとお待ちい

ただきます。——では一ぺん朗読いたします。

第一号を「総合的人口政策」に基づく家族計画推進のため、政府は責任をもつてこれと担当する部署を設置するとともに、指導組織を確立し、民間団体の積極的協力を図るべき措置を講ずること。」

○永井卸会長　その「指導組織」の前に「このための」とかいう字を入れたいとわかりにくくおぼしやう。何の指導組織だから……。

○館専門委員　ただいまの点は、「ために」という目的の言葉は、一番最初に「総合的人口政策」に基づく家族計画推進のために」というのが入っておりますので、「ために」と入れてみますと……。

○北岡専門委員　「これか」というのを入れましようか。

○館専門委員　「これが」が適当だと思います。

○永井卸会長　それではあらためて小委員長の松岡さんの御意見に従つわけですが、いかかでしょうか。

○松岡委員長 何もこれは国執するものではありませんから……

○古屋専門委員 それから「民間団体及び諸機関」と言いましたね。これは「民間

団体」で大体わかりやしないかと思えます。あるいは「関係民間諸機関」と言いますか……

○鎗専門委員 「民間関係諸団体」とすれば十分だと思えますが……民間の文字は

○永井部長 抜いて……

○鎗専門委員 「民間」とはつきり言っておつた方がよろしいのではないのでしょうか。民間関係諸団体とあるいは「民間諸団体」といたしまして……

○古屋専門委員 「民間諸団体」でいいでしょう

○永井部長 それではどういふかに修正することに御異議はございませんか

○鎗専門委員 それではもう一度朗読いたします。場所は六ページの第一号でござ

外八

ます。総合的人口政策に基く家族計画推進のため、政府は責任をもつてこれを担当する部局を設置するとともに、これが指導組織を確立し、民間諸団体の積極的協力を図るべき措置を講ずることとし、

○永井卸会長　たいへんよくなりましたね。

○館専門委員　ただいまの御訂正ではつきりいたしましたから、説明文中には特に同様の字句を設ける必要はないと思えますがいかがでしょうか。

○永井卸会長　そうですね。いいでしょう。説明は元通りでいかがでしょうか。その措置の第一号を今若さんが朗読した通り修正してよろしゅうございませうか。
「一、異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井卸会長　それではそういうぐあいに修正することにいたします。

○宮崎委員　私は実は医薬制度審議会の委員をやっております、それが今開かれてあります。そうして医薬分業のなかなか困難な問題をやっておりますので、今まで行っておりましたがなお目下議論のまつ最中でありまして、向うへ行きたい

と思えますので、まことに相済みませんが、この案について私の感じたことなど、申し上げて、あとは全部却会長におまかせして向示に行きたいと思えますが、よろしゅうございませうか。

○永井却会長 どうぞ。

○宮崎委員 それじやまことに失礼ですが、主文の五ページの三行目の「これに伴つて起る民族資質の動向に対して、純全の注意を払う必要がある」大体言つておられることは、こういうことではないかと思つてすけれども、民族資質の向上といふことは、どういうことを言うのか、あの方の説明にも何か「民族資質の向上」といふのが出て来るようですが、「民族資質の向上」は学問的にはどういふことが言われているのか、もしもせんが、われわれには少しわかりにくい言葉であり、「民族資質の向上」で一般国民がおかるかどうか、この御説明は何かをもつと簡単な文句がないか、ということか一つと、それから六ページの措置の方でございませうか、この前もちよつと申し上げましたが、三の「健康保険その他の社会保険の設

付として、これを配布し得るよう措置することし、この「給付」は少し過ぎやしないか、保険給付となつて来ますと、受胎調節の道義をやることか今日の社会保険として適當であるかどうかという事がいたしますので、もつとほかす言葉はあるまいかと思ひます。それからハページの五行目か「各家庭がもつ子女数は各自の経済の許す範囲を出でざるよう勸奨する」ということは大体意味はわかりませんが、貧乏人は子を産むなという意味にとられるのじやないかという事がいたします。まして、この点もう少し何か「近ごろ金持は子供を産め、貧乏人は子供を産むな」ということがいわれますが、それに関連するかどうかという点であります。また同時に十一ページの三行目の「特に家庭の経済設計に立脚してその子女数を決定することを根本とするから、これがための宣伝教育活動を必要とする」というのは、受胎調節のほんとうの根本なのかどうか、「家庭の経済設計に立脚してその子女数を決定する」というほど強く言うべきものであるかどうか、この点はひとつ御意見を承りたいと思つております。それから十二ページと十三ページに

健康保険その他の社会保険では、これは一視同仁で被保険者の生活状態によつて給付において差別を設けるといふことは許されないことではないかと思ひます。従いまして被言葉が入つております「社会保険」云々という言葉のところによつと疑問を抱くように思ふのでありますけれども、前次官であります宮崎さんはこれをどうお考えになりますか。

○宮崎委員

そこまで考へておらなかつたのですが、私もその点承りまして……

○館専門委員

実はただいまの点を考へいたしました。ここに「また」という字で

実は切つて接続詞を置いて二段切りにしておるのでございますが、表現は御指摘の通りあまりけつこうな表現でないといふことは確かでありますか。一応被言葉がしまいまでかかつて来ないといふ気持で「また」という字で切つてあるかと思ふのでございます。

○有藤代理

そういたしますと十二ページでございますが、「社会」部の階層のみ浸透し」といふ言葉があつて、これを恐れておられるわけですが、健康保険でも

またかつております。この手続の簡易化のために勤労者階級はこれを健康保険に
 もちこみ、というのですが、私は人口妊娠中絶というものを疾病の治療という
 ことでもぐつてやっているといるのじやないかと思ひますが、こういう点は正確なのか
 どうか、そういうことが多からそうじやないかといつて、この公の文章に類
 するものに書かれたのじやないかと思ひますので、二、三の氣づいた点を申し上げ
 ました。

○館専門委員

ただいま宮崎委員から御指摘がございました。健康保険その他の社

会保険の給付として、という字句は、すでに誤植といたしまして御訂正いただき
 まして、「社会保険において」と抽象的に御訂正いただきました。

○有藤代理

私代理で参つておりますが、よろしゅうございますか——措置の第三

号のところは「家族計画が真にこれを必要とする階層に普及するよう指導上留意
 し」ということが枕言葉に入つております。従いまして「健康保険その他の社会
 保険においてこれを罷布し」というところも、この枕言葉が入ると思ふのです。

つてこれを一視同仁にこういふことをやるような受胎調節その他を手軽にやれる
 ようなことに存じますと、健康保険、社会保険にこれが非常に浸透してしまふ。
 優生問題という観点から見ますと、むしろ健康保険の被保険者というものは優秀
 な日本人じやないかと思ふのです。しかも国民のうちの一部の者なんでございま
 して、底の方に浸透するといふことにつきましたは、何か御考慮なさる必要があ
 るのじやないか。承りますれば厚生省におきますお考え方は、市町村において実
 際に必要なる面に指導して行くといふことなんでありまして、そちらの方にむし
 ろ重きを置きました。健康保険のごときは何か ネーベン *Neiben* なことにお考えになつて
 おいた方がいへるのじやないかといふ気がいたします。

○宮崎委員

ほくら受胎調節といふことについては賛成であり、しかも人口問題に
 ついてやりたい問題だと思つてゐるのですが、これを説めば大体わかるおたけれ
 ども、何か経済問題で人口問題をきめるのだといふのが流れておつて、一般国民
 が羨むとして、無理に解釈をすれば、貧乏な者は産むな、金持は産んでもよろし

いというようにとれるようなところが出て来て、それに社会保険の問題、生活保護法が出て来る場所が違つて参りますから、今斎藤さんの言われたようなことが何か出て来るような気がするわけで、一体そういう自分の経路によつて子供を産んだり産まなかつたりするのを政府が干渉するといふ立て方が、実際問題としてはどうだろうと思ふけれども、こういうところに現わしていかどうかといふことですが、松岡さんどうぞいまいしよう。

○松岡委員　その点は実は起草委員会かときに問題になりました、起草委員会では養うことができるといつて子供をどんどん産んでよいといふ筋のものではないといふことは、だれの意見も一致しているのです。ただ家族計画を人口調整の運動の一環として取上げるということになつて来れば、家族計画は結局ここに書いたような書きかきの方かはずきりするだろうといふような考慮からこういう文字を使うことになつたのです。根本はあなたのおつしやる通り生活がゆたかなら子供を幾ら産んでもいいといふ筋のものではない。これはもう十分論議し尽さ

これでだれも異存なかつたことです。

四。

○北岡専門委員

私はこの点につきましては、全体主義をいうことは許されないと
思うのです。表面に出すことは、めいめいが自分で都合のいいようにやればそれ
で全体の人口が調節されるであろうということがこの指導原理だと思つたのです。
全体の必要のためにめいめいの必要をまげて産児制限をしろということには言わな
いということがその精神だろうと思つたのです。だから私はこの段階におきまして
は、各人の事情に依つてやれ、それを国家がじやまをしないで便宜をはかつてや
るというのがその指導原理だと思つたのです。ここに「経済、経済」ということが
出ますからちよつと耳ざわりですから、宮崎さんのおつしやる通り「経済」とい
う字は抜いた方がいいと思つたのです。池田幹事長の例もあります。そうつむじ
をまげなくても、耳ざわりですからハページの五行目なんかは「各自の家庭事情」
でいいだろうと思つたのです。それから十一ページの二行目のところに「家庭の経
済設計」とありますが、「経済」を抜いて「設計」でいいだろうと思つたのです。

しかなから字句はあなたのおつしやつたように修正することは賛成ですが、ここに流れておる思想は金持はたくさん子を産むのじやなくて貧乏人が産むという社会的事実の上に立脚してものを言っているのですから、ほんとうを言えば「産痛し」を書いておかまわらないのですか、耳ざわりですから抜くだけであります。現在日本ではそれほど現われておりませんが、世界の事情はむしろ金持は子供をあまり産まない、貧乏人が産む、そこで貧乏人はあまり産まないようにせよ、日本では実際問題としまして、たとえばただいまのお話のごさいましたように健康保険の制度などにつきましても、やはり中流以上というような階級は、多少収入が多くとも子供の教育などに金がかかりますから總体的にはやはり貧乏な人です。ですから上の方も経済が苦しいとも言えますから、思想としては間違つておりませんか、字句はあなたのおつしやる通りにした方がいいと思います。

○永井副会長　それではただいま北岡さんのおつしやつたように、宮崎さんの御忠言に従つて説明書の字句の訂正は私におまかせを願ひまして直すことにいたします。

す。健康保険その他の社会保険としてののは有藤さんの御意見でございませうか、
ように伺いましたか、これは何かうまいぐあいにかけないでしようか、

○北岡専門委員　これは第さんの通りでいいじゃないですか。「療価販売を行い、

またし以下はかかっているのだから、困窮者は無償交付いたしますか、一番
一般民衆にアクセスシブルするのは健康保険を利用するのがいいのです、ですから
「健康保険しをかけるはいいと思います、

○有藤代理　健康保険にかかっている人と、それから社会保険にかかっている人と

区別しているのです、おそらくこの御趣旨は、健康保険にかかっている人も、健
康保険にかかっている人を両方にこういうものを療価であたしてやるということでは
ないかと思えます、何ゆえにこのところに健康保険、社会保険の被保険者がた
げを手に取上けなくともならないか、そこが私はわからない、その前のところで
は生活困窮者という者にこれが必要だということはよくわかります、しかしながら
ら社会保険の被保険者が生活費を受ける人間の次に受胎調節が必要なんだという

ことは言い切れないと思う、そのところで私ちよつと了解しかねるところがあります。

○北岡専門委員

健康保険とか社会保険は一切の人間を包摂するのです。これにからぬ者は例外でありまして、これがあれば勤労階級のほとんどすべての階級を包含のですからすべての階級に支給するようにしろということと言っているにすぎないと思ふのでございますが、それがもし耳ざわりでございませぬれば順序をかえたらどうかと思ひます。

○奇藤代理

私はすべての国区にというふうなお考えがあるならば、端的にそういうふうにお書きになるのかしかるべきであつて、特に社会保険というものを取上げる必要はないのじやないかというふうに思われます。あとは議論になりますから……

○古屋専門委員

実を申し上げますと、奇藤さんからつかれたのは実はヒツともなところがあつたわけでありませう。実はこれはなかつたのでありまして、あとからつけ

加えたのであります。廉価に配布を行うというところまでであったのです。それ
というのは、それがないと文章の筋が通らないので、突如としてここに社会保険
が現われているのはおかしいというのは無智がないのです。けれども私はそこま
で深く考えないのでのみ込んでしまつたわけです。もしここで健康保険の問題に解
れんとすれば、項を改めて別にした方がいいのじやないかという気がするので
か、いかがでしょうか。

それからもう一つついでながら、宮崎先生の御心配の点まつたく私は同感な
で、貧乏人は麦を食えというような調子で、金持は幾ら産んでもいいが貧乏人は
産んではいけないというような響きを与える。これは非常に事態が重大だと思
うのです。これは何か適當な言葉に直した方がいいのじやないかという気がいた
します。この点も卸会長におまかせ願つた方がいいと思います。「健康保険」も
私のみ込みましたけれども、これはやはり扱うならば別項で扱わないと、特に
農民などは健康保険に入つておらぬ人が大部分ですから……

○有藤代理 入つていないのかな……

○古屋専門委員 健康保険の便宜を一般に与えたいというのはけつこうですが……

○宮崎委員 健康保険は、私でも有藤さんでも非常にやかましく言うのは、これは非常にぶずかしい理論があるのです。簡単に健康保険で今人口妊娠中絶をやつてあるじやないかと言われますけれども、それには使える場合と使えない場合が法律上の健康保険の性質としてあると思います。それですから受胎調節の道具を健康保険で配るには、非常に理論構成が必要な事です。これは世界的に非常に問題ですか、社会保険というものについてはよほど詳しく検討しないといろいろな問題が起つて来るのです。それで保険給付ということになつて来ると、これは本物の給付ですから病氣に対する手当と同じです。そのほか保険施設等で給付してあるものもあるのです。そういうものもあつて、やかましく言わないでいいものもあるわけですから、ですから籠さんの方においてしつこいのはそういう意味だろうと思ひますけれども、ただ日本の現在の健康保険その他の社会保険というものが

ここまで手を伸はさなければならぬのか。また伸はすことができるのかどうか
 というのは、この前に私詳しく申したけれども相当な問題なんです。これは私に
 念のため社会保险の担当者にも聞いてみたのですか。いろいろ話は聞いたけ
 れども、目下いろいろ研究中だということを書いておりました。そういう問題が
 ありますし、それから国際的に社会保障の会議もございましてかなり社会保険の
 問題はいろいろな方面で議論があると同時に、やかましく解釈しておるようでご
 ざいます。それをただ慢然と執せるわけには行かぬのじやないか。ことに現在人
 口妊娠中絶がやられてゐるからといって、受胎調節にそれを持つて行けるかどう
 かということ、受胎調節と妊娠中絶では医者に入る優分が違つて参ります。そ
 ういう点をやかましく言つておるわけでありませう。有藤さんのは保険全体につい
 てのいろいろなお考えがあるからだと思います。

永井卸会長　では松岡さん、この健康保険云々のことは、北岡さんの御意見を入
 れたのですか。

○松岡委員 私も入れてもらいたいという……

○北岡専門委員 人口問題研究会のあれにも入つておられますね。

○松岡委員 元々「国民」という言葉が入つておつたのですが、「国民」はとつて「健康保険」でよろしかろう。何に「国民」は入れる必要はないということであることを私は主張したのです。

○北岡専門委員 研究会の方の第三号案には、第二の二項の方に「また国民健康保険その他の社会保険の給付」と入つてあるのですから。

○青藤代理 宮崎さんのお話がございましたけれども、保険というものにはやはりそれなりのりくつかあります。この枕言葉に「家族計画が真にこれを必要とする階層に普及することがございしますが、これは生活困窮者だけに必要なことじやない」と私は思います。その他の問題にもそういうことが起るだろうと思ひます。全体の国民に対して……、従いまして全体の保険の一部でありますところの国民健康保険の被保険者に対しても、真に必要なところというこゝかここに出来

るだろうと思えます。この真に必要とする階層という言葉がなければ私はけつこうだと思いませんけれども、こういうものがあります以上は社会保険としてちよつとできないのじやないか、むしろ社会保険なんというような小さなところをおねらいにならないで、国民全般を対象となさるといふ御趣旨があるといふから、その御趣旨を一応お掲げになつたらいいじやないか、せういふかうに考えます。

○松岡委員　また健康保険と語ひつけるといふことは、なるべく勤労者の負担を軽減しようといふ趣旨から出ているのであつて……

○斎藤代理　それではその点御説明申し上げますが、健康保険におきましてはみんながお金を保険料として納めたのであります。公平に診察してもらつたといふことになつております。従いましてお金をかけた人間に対して差別をすることはできませんかと思ふのです。お前にはこれだけ給付をしてやる、お前には給付をしてやらぬといふことは、社会保険としてできかねるのじやないか。たとえばお前の方は子供が多いから受胎調節の手続を請じてやる、こういう子供が多いからといふ

理由があるかもしれませんが、そのほかにお前のところは家計が成り立たないから調節をしてやるということにはちよつと無理じやないかと思うのです。ほかの人間が受胎調節を申し出たときにこれを拒否するということは保険をもつてできませんか。どうなんでしょう。たとえば私の家族が受胎調節をしてくれと請求しました。そのときにお前は経済的に楽なんだからそんなことははしてやらぬ。私の隣りの何のたれ兵衛が行きますと。お前さんのところは経済的に苦しいから受胎調節をしてやる。そういう区別をするわけですね。その判断は保険者かするか。お医者さんがいたしますか。だれが判断いたしますか。判断する人間がなければならぬ。健康保険のお医者さんに判断させるといふことはできない。だれかこれを判断しなければならぬ。かりにそれができるといたしましても、そういうことをすることか社会保険としてできますでしょうか。たとえばどこかに適當な機関がありました。この人間にはそういう受胎調節をしてやつてもよろしいという許可を与えまして、健康保険で受胎調節をしてやるということは、これは技術的に

おそらくできましよう。そうすることの費用はあけて健康保険の被保険者が払つた金でやるわけでありませう。そういったしますと同じ健康保険の被保険者だつて、ある人はこれだけの給付がもらえ、ある人はこれだけの給付しかもらえないという差別の待遇が起つて来るわけですね。その差別の待遇ということは社会保険の中ではいたしては行かないわけです。そういうことは可能でありますかどうか。そういったような問題を起すようなことをわざわざここで言ふなくても、何かもつと大きな国民全体というものを目標にお考へになつた方が広くて適當いやないか。

○永井卸会長

北岡さんどうでしょう。

○北岡専門委員

今の御意見につきまして、やはり本人が希望するならば無差別にカーピスをしてやらなければならぬだろうと思つて居るのです。決して差別待遇とは言えないと思つて。本人が自分は家庭の事情からコントロールをしたいと言つてくれれば、無差別にやらなければならぬ。だから健康保険にしたから差別待遇とい

いうことは問題が起らないのであります。それから健康保険と云うのは国民の一
 部とおつしやいますか。ほとんどすべての国民を包括するという思想ですから、
 国民健康保険というものには一時多いときには国民の半分が入つておつたのです
 から、これは社会保障制度かてきますれば国民のすべてを包含ののですから、こう
 したフレインゴシの問題は別に考えていただきたい。健康保険と云うものは國
 民に用兵を無償もしくは廉価に配給する最も手近な方法なのですから、これは也
 ひ残してほしいと思ひます。

○永井節公長　北岡さんに私からお伺ひいたしますが、この保険の場合、配布す
 るということは無償とか廉価ということじやないのですか。無償でも廉価でもな
 い。普通の値段で配布できるように措置する。こういうことですか。あたりまえ
 の市場の値段ですね。

○北岡専門委員　市場の値段じやないでしょうね。これは一部負担の意味ですね。
 市価で売つたんじや配布にならねでしょうね。

○永井部会長

そこで伺うのです。市価でやるならば、何も保険の担当者か間に介在して配布すること去々というごとは書く必要はないでしょう。

○北岡専門委員

現在の市価というものは、実際聞いてみますと、実質の救済なんです。だからほんとうに保険で組織的に配布しますれば、自分の会計を痛めなくても三分の一で配給できるのですから、それでいいと思うのです。純然たる市価はとつてもいいと思うのです。材料で買つて自分をつくつてやれば三分の一で衆にできると思うのです。

○黒沢委員

ちよつと伺つておきますと、保険というものを大体御存じなんでしょう。これは疾病にかかったときにそれを治療するための現物給付をしている組織なんです。保険料をみんなが払つておりますから、金をとつて物をどうやるということはおかしゆうございますね。むしろ今までに全国の保健所が普及しているから、保健所で配布するようなことをやるのか、また考え様があつたのじや

ないでしょうか。相当強力にこれをやらなければ人口問題存んというこども年に
百五十万とか百七十万増加する人口を抑制しようとするのに、なまやさしいこと
としていてはだめでございますね。ですから相当強くやらなければいけませんまい
か。それはいろいろ方法がございますでしょう。健康保険というものの趣旨が、ちよ
つとおかしいような気がいたしますね。組織としてはたいへんいい組織でござい
ますけれども、健康保険というものは現在は国民のうち五千万近くがこれに加入保
しておりました、たいへん組織としてはけっこうですけれども、その健康保険に
つきましても、国民健康保険とは意味が違うのでございまして、全然構成が違ひ
ますので、いわゆる社会保険という広い意味から言ひまして、この大きな組織が
利用できればたいへん都合がよろしいかと思ひますか。今の健康保険の趣旨が少
し少し違ふような気がいたします。保健所を利用することはできませんでしよ
うか。保健所は普及して非常に行きわたつておりますが、そういうことの指導をむ

し
ろ
—
—
—

五
四

○松岡委員 指導機関のことですが、やはり受胎調節のためその手段ということか
健康保険と結びつけられるということになりますと、これは生活困窮者というの
とは違つて、生活はちやんと安定しておるけれども、比較的保険による取扱いが
受けられるという利点があるのですね。これをむずかしく保険理論で論じておら
れては確かにめんどうな点があるでしょうが……。

○黒沢委員 そうしますと、現在の保険医というものは全国に九万くらいあつて非常
に多いのですが、そのうちどこに行つても済むというわけにも行きませ
んで、やはりこれは婦人科とか優生保護医というものが指定されておりますから、
そういうところに行かなければなりませんので、實際健康保険では全国利用でき
ないこととなります。結局は婦人科とか優生保護医、そういうものしか利用でき
ないのじゃないでしょうか。たとえば眼科に行つてその道具をくださいと言つて
もおかしいものですね。だからこれは組織としては私はたいへんりつぱない組織
だと思つたのですが、理論的にこれをどう結びつけて行くかということですね。

○桶上代理

私も専門家ではありませんのでよくわかりませんが、起業者の意志もどこにあるか十分私は聞いていないのでそれわからないという前提で、一応私なりの見方を申し上げてみますと、健康保険その他社会保険——厚生年金、労災は別ですけれども、それを除いた他の社会保険は疾病保険でありますから、現行法から行きますと疾病に対する保険給付しかできない。受胎調節の手段を給付するということは給付の内容にならない。社会保険が予防保険として発展して行きますればこれが許されることになるでしょうが、現行は残念ながらそれはだめです。ですから従つて現在館先生が御訂正された、そういう意味じゃないかなと実は感じたのです。保険施設としてたとえば国民健康保険等におきまして保険端をそれぞれ組合員に備い入れまして、そうして保健婦活動によりましてそれぞれの組合員の家庭を巡回指導しておるような仕事があります。これはある保険組合でやつております。そういうような意味をたとえば実地指導員の方を専任で雇い上げるという形で実地指導をやる。人口妊娠中絶はある程度障害というものが見られて

おりますし、回数を重ねればいろいろな問題も出て参ります。人口妊娠中絶によつていわゆる疾病として保険給付をしなくていいように、その予防策として受胎調節をやつてもらふことがいいのじゃないか。その意味で予防措置としてそういう器具薬品等を提供して行く、こういう取上げ方じゃなかろうかと感じたのであります。そうでありませれば保険施設の概念と申しますか、それと合うものがあるかどうかそこに向題が残ると思ひますけれども、むしろそういう取上げ方が方が一般的じゃないかという気がするのです。またそういうふうな取上げ方が可能であれば一つの方法として——しかしそれは有藤先生が先ほどおつしやいましたように、特に社会保険の対象だけをそういうふうに取り上げて行かなければならぬいかという理論付けは別でありますが……。

○宮崎委 社会保険の給付としてやつてしまえばだめです。国民健康保険の給付というものは五割負担でありますけれども、人工妊娠中絶はむぐりでやるのだろうと思ひます。それを拡充して行けばいいのじゃないかというお考えでなかつたかと

思いますが、私が心配するのは、その方はちよつとできないのじやないかという気がいたします。それから給付でなしにやるとすれば、今の保険施設も毎年々々保険料の何パーセントかをとる。それを予防的な仕事にも使う。あるいは保養的仕事にも使うというように、いろいろなことをやつているので、その中に教え入れられればそれができるのじやないかという気がいたしますが、それにしてもそういう大きな肉題にはできないのじやないかと思うのです。そういう意味であまり大きく取上げられても、日本の社会保険は、人口肉題、ことに受胎調節の肉題は今までのいろいろな関係で社会的に有名な肉題ですから、社会保険でこれを取上げて大々的にやるのができるのかどうかという点でありますから、そういういろいろないろいろな点で大事をとつて社会保険にこれを大きく掲げることとはどうか。それから人口肉題研究会のときにはよくてこれはいかぬかというお話がありますが、あれは研究会ですから私は言いませんでした。こちらの方は政府の機関でもありますから、特に私が入つておつて黙つているのはどうかと思ひますので御了承願

いといと思います。

○永井部会長、よくわかりました。松岡さんいかがでしょうか。社会保険の性質からいろいろいな点もあるようです。もう少し政府の審議機関としてはその点を保留しておいて、幸いこの点は研究会の決議にもあります。明後日建議案を持参して参りますが、その中にも明記してあります。民間の方の建議としてはそれでよろうかと思うのですが、政府の審議会としては、これだけだんだんお話を伺うというごもつともな臭が多々あるのでございます、これは保留して除いておいた方がいいかでございますでしょうか。

○松岡委員、いかがでしょうか。これを給付というのではなくて、配付し得るような措置をするというふうにしたら、……。先程からのお話もありました通り、お産をするということは病気ではない、妊娠中絶をしなければならぬということ、そのこと自体はその人の健康の関連性において判断されることであつて、それが事実上行われておる限り、それは被保険者である場合においては被保険者と

して取扱いを受けることは当然だろうと思ひます。私は何もその点には一毫の疑義もないと思つてあります。そこでそういうことのために費用を要し、かつそういうことが普及してしまはば繰返されなければならぬようなことが生ずるとするならば、それから来る弊害が母性に悪影響を与えるということも考えなければならぬ。そこで予防的な意味が考えられるでしょう。だからそういうふう措置してもらいたいということとは、健康保険それ自体に対してそれをなし得るよう政府は法を改正する必要がある。人口問題のような重要問題についてはその程度のことば考えなければならぬので、そう遠慮しなくてもよかつたと思つて。

○永井部長 何か文句の書き方で、健康保険の性質に疑問がある点を書かないで、うまく書き添がないでしょうか、どうですか、うまい思案が生まれませんか。

○館委員 ただいまのところあまり名案がないので実は弱つておるのです。

○北岡専門委員 主文に「出産制限を希望するものに対してはことごとく適正なる手段と便宜を与え」と書いてあるのですから、これを受けまして別項にしまして、

これを今の三号にしまして、出産制限の便宜はすべての國民にこれを与え、差當つて健康保険その他の社会保険においてこれを配給するよう措置する、そうしただらどうかと思ひます。

それから四の前段ですね。三の前段は四にするのです。そして四の事項を五にして行くという順序にして、斎藤さんの御意見にも別にしろという御意見がありました。しかし、なるほどこれはやはり違ふのでして、生活困窮者に対して無償もしくは廉価配給しろという形で、現行保険とは思想が違ふのですから、それは別項としまして主文の趣旨を強く言つた方がいいと思ひます。改進黨では全國民に便宜をはかつてやれるというので、そういう予算を組んだことがあるのです。そういう予算をやつてもいいけれども、それよりも差当り健康保険その他の社会保険においてやる。それで國民に対してことごとく適正なる手段と便宜を与えるという主文は強いのですから、古屋さんの書かれた文句は氣に入つてゐるのですが、これを受けただらどうですか。

○下條委員 別個な向題ですから、保険に關することは別項にして、法律をつくつて

もらいたいというような希望にしたらどうですか。保険給付として配付し得るような措置を講ずることを政府に要望するならばいいと思います。これは斎藤さんのいう通りだと思います。保険給付にしてもらいたいというのは、今日各方面から大分強い要求があるのですから。

○斎藤代理 それも結構だと思ひますが、ここに「家族計画が眞にこれを必要とする階層に普及するよう指導上留意し」とあります。こういうことがあつて社会保険というところ、どうしてもこれは困るのです。「まじ」と書いたから別におつしやるけれども、別になつておりませんよ、同じ文章の中ですからね。健康保険で給付すれば野放しでしょう。だけれども給付がもらえるのです。そうして三号の「家族計画が眞にこれを必要とする階層に普及するよう指導」ということが全然没却されてしまつたのですね。

○下條委員 生活困窮者は当然社会保険に入りますし……。

○斎藤代理 入つていません。生活保護法の適用です。

○下條委員 カテゴリーは全然別でしょう。

○斎藤代理 生活保護法の適用者だけは奥に必要者という制限をしておるのです。

社会保険の一般の被保険者ならば制限しないということ、そこが平仄がそこなわれらるでしょう。

○北岡専門委員 こうしたわけでしよう。順序をかえまして、三をこういう文句にしたらいかがですか。「家族計画の便宜は、すべての国民に与うべきものであるが、さしあたり、健康保険その他の社会保険においてこれを配布するよう留意すること。また、家族計画は真にこれを必要とする階級に普及するよう特に留意し、これがため生活困窮者に対しては受胎調節手段の無償または廉価配給を行う。理想はすべての国民、その次は健康保険その他の社会保険でやる、さらにまた、もつと近接したものとして生活困窮者に対しては無償でやれ、こう三段に書かれたらどうですか。

○宮崎委員 さつぎの下条さんの御意見ですが、やはり私は受胎調節は健康保険の対
象にならぬと思います。必要避くべからざる危険じやないのですからね。健康保険
の理論からいつて受胎調節を保険給付の条項にあげるとはどうかと思います。
やはり最大限度保険施設、予防措置にすぎないと思ひますね。だから給付として
法律を改正しろということは私は日本の社会保険として非常に行き過ぎだと思ひ
ますね。社会保障が非常に完備してしまつて眼鏡なんかまでやつたりして、もう
そろそろというようなときにはいいかも知れませんが、今の日本の社会保険とし
ては、受胎調節の道具をやることは、今の保険給付もできなくなるんじゃないか
という気がします。

○下条委員 イギリスはやつていますか。

○宮崎委員 やつていません。保険給付をよほど厳格に解釈しても、今の病気を直す
のにも破産に瀕しておるのです。それに元下条先生が文部省でやつておられによ
うに、学生の健康保険のごときをやつてくると、大きな向題です。やはり給付と

となりますと、今斎藤さんが言われたいように、斎藤重役でも普通の人でも病気で
あるならばやらざるやならぬ。

○古屋専門委員　ちよつと議事進行。この向題は非常に重要だし、ことに喜崎さんや
斎藤さんのようなエキスパートの方の説明があつた以上われわれはよほど慎重に
考える必要があると思うので、この健康保険に關する部分だけはあとで検討する
ことにして進めていただくことはできませんでしょうか。ここでこれを決定する
ことはむずかしい向題じゃないかと思ひます。行き過ぎちや困ると思ひますし、
○永井部長　松岡さん、この突こうしはいろいろかがでしようか。保険のところだけは
人口向題研究会という団体としては、すでに研究して要請は政府にしておるので
すから、ここでは後日の向題に譲つて、なお研究して追加する分は一向さしつか
えありませんから、この際は保留しておいたらいかがかと思ひますが、いかがで
しょうか。

○松岡委員　医療給付という点でもう少し幅を持たして、給付というような言葉を使

わないで、プリントも最初から訂正されて、「社会保険において」という程度の
 弾力性のある言葉になつておるのであるし、こういうことを書くことは、人口問
 題という大きな向題について政府を適当に刺戟することにもなるし、健康保険、
 その他の社会保険は黒沢さんも言われました通り有力な組織なものですから、それ
 との関連も考えてもらうことは必要なことだと思つたのです。ただちに医療給付し
 なければならぬということをはつきり書くことは実際には沿はないでし
 ようから、「社会保険において」くらいのことはいいんじゃないかと思つた。
 ただ先ほど末お隣りでいろいろお話のありましたように、生活困窮者と被保険者
 との関連について、もう少し文章で何か考慮すれば、あるいは生かしていただき
 たいと思つたのでございますが。

○永井部会長　それじゃこうしなうどうでしょう。配布し得るような道を考究しても
 らいたい。とか、あるいは、適当な措置を講じてもらいたい、というように、保
 険の給付としてやると限らずに、、、、。

○古屋専門委員 保険施設の方にかけて、「これにおいて」これをやりやすいように措置
することというように広く幅を持たして配布ということを選択せらう。保険施
設を活用することを意味するというふうにも解せられるようにしておいた方がい
いんじゃないか。保険施設ならできるんじゃないかと思ひます。

○宮崎委員 項は同じでも別行にしてね。

○北岡専門委員 私もこれはぜひ残してほしいと思ひます。主文には「ことごとく
適正なる手段と便宜とを与え」と、かなり強く書いてあるにもかかわらず……。

○古屋専門委員 それは必ずしも健康保険だけという意味で限られてあるのではない。

○北岡専門委員 これを扱いますと、生活困窮者だけになつて弱いのになつてしま
うのです。健康保険を入れら何千万という人間が入るわけですから、非常に大
きくなる。

○古屋専門委員 総付とか配布とか具体的にいわないで、考慮するとか措置するとい
うことではいかがでしょうか。

○永井都会長 「配布し得るよう」という文句がいいかどうか、とにかく社会保険の領域内において何か適當の措置を講じてもらいたいということにしたらいいか、でしょう——それじや字句は私どもの方で練りまして修正して出すことにいたしますからおまかせ願います。

○宮崎委員 「民族資の動向」というのはどうですか。

○古屋専門委員 これは私どもの方じやきわめてはつきりしておるのですけれども、法律みたいなものにはめつたに使われぬ文句ですがおかしいのですか。

○宮崎委員 どういうことですか。

○古屋専門委員 今の受胎調節をやつて片よりが出ますと、ちよつと言いくいようなことが多いのです。それだからこういう言葉でほかしたのです、實際パンパシみたいなのを私もたくさん指導しておるが、全然やらないのです。そういうのはやりっぱなしで、いくらでもふえる、それじや民族の資質が変化してくるんじ

やないかということを書いたかつたわけです、はっきり言えばね。ところが、逆淘汰とか、そういう言葉を使いたくないわけです。で片よるなということ、これは昭和二十四年の人口問題審議会の答申案には、各階各層に普及するよう指導すること、という言葉でごまかしたのですが、そういう思想は一部の学者には非常に強く主張する人があるわけです。たとえば淡沢さんのごときは、その順を言わなければ向題にならぬじやないかというふうに言う人もあるくらいで、これはどうかで、民族といわなくてもいい、人口資質でもいいのですが入れたいのです。

○永井都会長 民族という字を除いたらどうですか。

○古屋専門委員 国民でもいいのです。

○永井都会長 人口資質でもいいでしょう。

○古屋専門委員 人口にかえるのが一番穏かです。

○北岡専門委員 人口というと物の数ですから、用語としては民族とか国民とかいつ

れ方が適当ですよ。

○永井部会長　たゞ民族の資質といひますと何か遺伝的な、それこそ永井潛君の言つたような意味にとられるおそれがあるのですね。これはなぜ人口という字にしちやいかないのですか。

○古屋専門委員　私は人口でいいと思います。民族というと、生物学的、学向的な言葉になつちやつたのです。だからそういうことはこの際避けてもいいと思ひます。

○松岡委員　人口という字でいいと思います。人口の量的質的という言葉も使うのですから別に不当でもないと思ひますね。

○永井部会長　それじや字句の修正はおまかせ願ひます。

○古屋専門委員　宮崎さん、社会保険にもちこむという言葉は、どういふところが疑問なのである。私も少し明らかでないところがあるにはあるのです。實際優生保護法で、妊娠及び分娩が母体に障害を起すおそれがあるときには、経済的及び身体的理由で、、、、あの関係をもつて母性保護という名で相当広く御承知のように中絶がやられておる。その思想を健康保険の方で拡大解釈して使うことができ

るかできぬのか、ということに私も少し疑問はあるが、厚生省に聞いたら、小沢君がそれはできる、現にそれをやつておる人、と云われるのですが、もしそれができるとすると、持ち込むということは必ずしも不当じやないんじやないかと思えますが、いかがでしょう。

○宮崎委員 それはま正面からいえばできないんじやないかと思えます。それは病気の治療は健康保険の給付事項ですから、それでやつておるんだらうと思えます。

○松岡委員 病気ということにしてやつておるのでしょうね。

○樋上代理 今回の問題は、宮崎先生のお話の通り、正面から経済問題なんか取上げられませんが、いづれもその理由が身体的条件によつて経済が困難を来す、こういうことで身体的条件が取上げられておるので。

○北岡専門委員 それは逆です。経済的理由でなく、身体に影響を及ぼす。

○樋上代理 それは正面は優生保護法その他の規定からいつてそうなのです。そうならりますと、今のような問題は、少し給付の面においてかわつて来ます。私の申

し上げはのはちよつと極端すぎたですけれども……。

○北岡専門委員 直接の理由は健康上の障害を除くのですから、できるでしょう。

○宮崎委員 できません。

○北岡専門委員 ドイツは……。

○宮崎委員 日本はできないのです。予防はできないのです。疾病の治療后らできるのです。

○北岡専門委員 生命を救うためならできるでしょう。

○樋上代理 経済的理由によつて妊娠を重ねることが身体に非常に影響を及ぼす、だからいけないということは認めておるわけです。しかし明らかに身体的条件が悪いから、ここで人工妊娠中絶をしなければいけないんだ、こういうことに直接結びつけないと給付はできないわけです。そういう取扱ひ方であると思ひます。

○古屋専門委員 それは直接的です。

○北岡専門委員 生命に危険がある場合、その身体の危険を防ぐためにはやれましよう。

○宮崎委員 だから病気の解釈の肉題です。

○松岡委員 病気ということに解釈し得るということですね。

○北岡専門委員 みな病気にこいつけてやつておるのですよ。そうでなかつたら刑法

上の墮胎罪ですからね。

○古屋専門委員 持ち込むという言葉を不当とお考えですか。

○宮崎委員 持ち込んで盛んにやつておると言い得るかどうかと思うのですがね。

○古屋専門委員 やつておることは事実です。非常に多い。

○宮崎委員 それから「極めて安価に目的を達し得る」ということなのですが、私は

それも気にかゝるのです。これを読むと、持ち込んで来々安価に片づけておるを

ということなのですね。

○古屋専門委員 それが事実なんだから、……。

○斎藤代理 あまり瑩々と書かれては困る。

○永井節会長 その点も、言葉をやわらげられるように字句を修正いたしますから、おま

かせ願います。

○古屋専門委員　これをつけ加える時期がなくなると困りますから、ちよつと簡単に
申し上げます。実は起草するときには本来ならば申し述べるべきあつたのですが、
うっかりして起草委員会の会議にかけることができなかつたのですが、一晩寝て
考えておるうちに非常に大事なことを抜かしておるように思いましたので、今日
は初会の一員としての立場でもしこれが容れられたいら措置の中に一つ入れてい
ていけないものであろうか、こういうことでちよつとおはかり申し上げるのであり
ますが、一つは、わかりやすく申しますと、たとえば、アメリカでは、私はミシ
シッピ州の保健所を三月半も見ておつたのですが、子供が生まれて二箇月以
内に必ずお母さんは子供をつれて保健所に来る義務がある。また保健所のブラン
クから出張しまして、その村の人を集める。そうしてそれは何をするかとい
うと、産んで二箇月以内にジフテリアや百日咳の予防注射をやるわけです。その場
合に必ず奥さん方に、あなたはおとがほしいかどうかを聞いておるのです。そう

すると、もういらないんだ、というような人には、いつ何日には保健所に来なさいという連絡をするのです。その日に行くと言しく教えてやるといふ形になつておるのです。ところが日本ではこの是非常に又福がある。ここに厚生省の樋上君も来ておつて非常にぐあいが悪いのですけれども、そうしてこれはこの場限りにしていゝべきにいたるのですが、厚生省の庶務課のこれを担当しておる課と児童局の母子衛生課との連絡が必ずしもいいと言えないんじゃないかと思うのです。それから地方におきましても、保健所の母子課と優生保護相談所が一緒にやつておるところもあるが、全然別になつておつて、お互に連絡がつかないところがある。それから地方で母性相談の機関なんか民間にたくさんあると思いますが、それらとこの家族計畵の面から活動してない、ここに非常に抜け穴がありますので、そういう機関はおつかさんに会う機会が非常に多いので、その機会をのがさずこの思想を詳しく教えてやるようにすべきじゃないか、こう思いましたので、二の初めの項は書いてわけです。文句はもとより適當でない点があるかも知れませんが

が、ちよつと読んでみますと、保健所はもとより民間の母子衛生ないし母性相談機関の協力を得、母親との相談の機会をとらえ家族計画の思想を与え、出生児制限または出生間隔の延長を希望する者に対しては、これを満足せしめるよう適當なる措置を講ずることしこの一項目を措置の中に入れていくべくわけにはいかないかということが一つであります。

もう一つは、工場、鉱山等がやはり垂実的に考えられにくいんじゃないかと思うのです。これは瓊英の問題ですが、私は福島県と茨城県の常盤炭鉱、九州の三池、八幡に手を伸ばして指導しておりますが、非常な関心を持つて乗りかかつて来ておるわけです。そうしてこれは労働者側も幹部も両方とも非常に羨ぶ、たゞ手さえ差伸べれば協力して来ることは明らかであります。たとえば炭鉱の例を申しますと、私約一年間指導しておるだけですが、これは非常に大事なことで、一つの地帯だけで今やつておるのですが、それじや困る全部に及ぼしていき、たいというので、四百万円ばかり計上したりしております。こういう傾向があり

ますので、この際工場、鉾山その他の事業所にも何か手を伸して行くということ
をうにた方がいんじゃないかということだけのことではありますが、これは大
事なことを扱かしておるなと思ひましたので急いでかけつけまいにが刷つたあと
でありましたので、部会の一員としておはかり申す次第であります。

○永井部会長 この二点についての御質疑、御意見がございますれば伺いたいと思ひ
ますがいかがでしょうか。

○北岡専門委員 古屋さん、それはオー項目の中の指導組織の中に全部入つておるん
じやないですか。

○松岡委員 非常に具体的になつて来ておるのですね。

○古屋専門委員 その「指導組織」でわかればいいのですがね。

○北岡専門委員 そんなことでしたら一晩寝るごとにいくらでも項目は入つて来ます
よ。

○永井部会長 こういう折衷案を出しますがどうでしょうか。今のオーは、少し肉類

が具體的であるだけに審議会の意見としては小さいですから説明書の中に適宜入れるということだ提案者は御満足願えないでしょうか。

○古屋専門委員 そうごだわつておるわけじゃないのです。それじゃオ一の説明のところは少し入れましょうか。

○永井節会長 そういうことにして……。

○古屋専門委員 持にこういう方を重貞的にやれというふうに書きましょうか。

○永井節会長 オニの方は、ぜひおいていただけたいと自分も思つて居りましたが、いかがでございますでしょうか。

○松岡委員 工場、鉱山、事業場のごときは具体的に措置の二項目を入れられた方がいいでしょうか。

○永井節会長 それじゃ、それに閉経して私が一向つけ加えておきますが、お手元に二部パンフレットをおくばりいたしましたのは、人口対策委員会の決議と今日の審議会の決議の趣旨に基きまして、一方には家族計画の運動を普及させるような、

そうして他方には、そういう聖的の調査ばかりでなく、質的向上も考慮して、まず
家庭道德とか生活道德から始めて社会道德の確立をしようというので、その両方
を含めまして生活の改善運動を指導して行くことじやないか、お手元の配布した内
容は、大日本鋼管でモデル、ケースにしてすでにやつておるのであります。非
常に成績をおさめております。それから東芝でも社長に話しましたところ、それ
は大へんいい考えだから、ひとつ自分の方の労働部長と相談して具體的の案をつ
くるようにやつてくれろということでありまして、だん／＼これが及んで行く
のではないか、もとより中心は家族計画の普及指導であります。それからからみ
合せまして家庭道德、生活道德を中心とした社会道德を確立しよう、そうして人
口の質的向上をはかろうということなのであります。そうする方が實際の運動と
しても、家族計画一本やりにやるよりも、やりいいことがある。これは私が寄附
金を集めるために、各方面の財界の巨頭連中に会いましたときにもそういうのな
らば御指導を受け御相談に乗るといふ返事のところが大へんございまして、か

たがた、ここでは新生活運動を指導するという時分は、現在自分で運動するんじゃないのであります。ただ研究会の各関係機関、団体の連絡をはかりながら、ここでもつて指導方針をきめて、それを頻繁にみんなに教えてやろうという運動なのであります。御参考までにお配りいたしましたからごらんおき願います。

加藤幹事（代理）　ちよつと御質問があるのでございます。決議案の措置の三で

ございしますが、「家族計画が真にこれを必要とする階層……」とございしますが、これは農林業関係についても、非農林業関係につきましても、家族計画が真に必要であるようなものはそれぞれあると思われるのですが、さようなものを表現するのに、「家族計画が真にこれを必要とする階層」といつたような、何かそういう階層をお考えになつておるのかどうか、階層という言葉が適当かどうかというということがちよつと同題なのでございまして、それと関連しまして、五に「推進を譲りなからしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行ひもつて行政の負担をらしめること。」もしここで三の方の「家族計画が真にこれを必要と

する階層」というようなものが、農林業についてはこういう階層である、非農林業についてはこういう階層であるというふうには、すでに調査研究の結果決定しておるといふようなことであれば、五の方においても、今後の動向に関する調査研究を行うといふようなことでは行政の負担をたらしめることでけつこうかと思つておられますけれども、その点はどうなんぞございませうか、ちよつと御質問いたしたりのですが。

○古屋專門委員　お答えいたします。私も階層ということとは不適當だと考えております。どうも適當な言葉がないのであつた言葉になつておりますが、目的があることは事実です。それで必要なものに訂正した方がいゝんじゃないかと私自身も思つておりますが、いかがでしょうか。これは委員会でも決定したわけなんです。が、階層という誤解を与へはせぬかと思ひます。それから事実上、たとえば生活保護世帯が、はたして、これを眞に必要とするかという意味の解釈ですが、貧乏の毒だからせいやつてもらいたいというならばわかるのですが、そうでな

くて、何か生活保護世帯の境が悪いからこれを必要とするんだというふうにとら
 れると、また非常に間違のもとになる。たとえば、私葛師が二年間指導しており
 ますが、葛師の生活保護世帯だけやつてみるも、われわれの想像外に非常に立派
 な人がたくさんおります。境は決して悪くないというふうな事実もあるわけです。
 戦争前と今日とではずいぶんかわつて来たと。たとえば、ある人は結核になつたた
 めにだんく困つて来て、結局生活保護世帯にまでおちぶれておる人もある。と
 いうようなことから考えましても、ああいう連中は非常に境が悪いんだと考える
 のはたいへんな間違ひでありますし、またそういう誤解を与えては非常にまづい
 んじやないかと思ひます。それでこの言葉はあとで訂正された方がいいんじやな
 いかと思ひます。

○永井郡会長 その貞はこういう意味と私は理解してあるのです。生活困窮者、すな
 わち生活保護者が適用を受けると書くと、実際に適用を受けないで貧乏の層が中
 間にたくさんあるのでございます。それを主にさしたのが、農民階級とか、知識

階級とか、何階級とかいうような意味ではなくて、特に必要とする貧乏世帯でなく、
かく葉も手に入れられない、そういうところでは子供が大勢だと非常に困るから、
そういう階層に行き渡るように特に気を付けてもらいたい、生活保護法の適用は
受けないが、貧乏な階層は非常に多いのです、それを指しておるのですから、その
意味で、

○加藤幹事へ代理）その実はどうでございましょう、これは先ほど宮崎委員の御発
言のありましたことに関連いたしますが、真にこれを必要とする階層の、この階
層ということはどうでございましょう。それからそれに関連して主文の最後の段
落の「家族計画の普及徹底を図るに当つては、これに伴つて起る民族資質の動向
に対して萬金の注意を払ふ必要がある。」この「民族資質」も「人口資質」と改
めてはということにおなりのようであります。これも人口資質といひますと、
何か言葉の感じといたしまして、現在の人口をとらえて、きわめて靜態的な感じ
があるようであります。それに比ばまして民族資質となりますれば非常動態的な

な感じがする。言葉の感じの問題ですけれども、単に経済的に現在困窮しておるからして、家族計画が真に必要だというふうに、ただちにイコールとしてつなぐことが出来るであらうか、民族資質の動向という問題も、今のような経済的な観点からお考えになると思いますればどうもこれも経済的に困窮しておるもの、つまりさしあつて今のところ生活能力の乏しいもの、これもどうも資質が芳しくないというふうになるおそれもあるかと思ひます、、、、。

○永井節会長 わかりました。そういうおそれのないように説明書の文句もかえます。現に私も参加しましたが、貧乏人の資質が悪いというふうな前提は毛頭ございません。たゞ貧乏の人が家族計画をよくせよとやらしないと非常に困るだろう、だからそういうところへ家族計画の普及を特に必要とする、指導してやる必要がある。

○加藤幹事(代理) 普及という言葉がありますからどうも、、、。

○永井節会長 貧乏人が人口の資質が悪いなんという誤った前提は持つておられない。たゞ貧乏な人には家族計画を普及させるようにすることが一番急務であらう、こ

ういう意味なのです。そうではないと、子供をどんく産むと貧乏人は食えませんか。

○松岡委員 要するに貧乏人の子どくさん、というような、さわめて常識的な使いなれと言葉、そういう意味が相当強く出ておるのですよ。

○古屋専門委員 そのつもりでつたのです。

○永井部会長 この案には、貧乏人は貧乏が悪いというような考えは毛頭ないのです。

○松岡委員 たゞ考えなきやならぬことは、貧乏人は資質は悪くない、貧乏人からえらい人が出ておることも事実であるが、貧乏人が子どくさんの状態にあることは、子供の資質をどんく傷つけて行くことはある、これはやはり考えなきやならぬ。貧乏であつても資質のいい子を産み得るような人が七人も八人も産まないで三人くらい産んだりつばに育てるならば、その方がよりいいだろうと考えるだけのことです。

○永井部会長 だから素質ばかりじゃなく、多くては育てることも教育もできなやか

ら、そういうものには家法計画を普及させる必要が特にある。こういうわけなの
です。大体おわかりになりましたらうか。

○加藤幹事（代理） 一応は貧乏人の子どくさんということが起りがちである、そう
いう場合には、どうも民族資質の、、、。

○松岡委員 階層をかえて、人々とが者とかにしたらいかがですか。かえり方がい
んどやないかと思ひます。

○北岡専門委員 誤解を起しはしないかということですね。

○永井部長 そんなことをいえば、生活困窮者でもおかしいんじゃないですか。

○古屋専門委員 それは事実です。

○永井部長 これは事実論で生活保護の適用を受けない人を主に指すのですから
さしつかえはないでしょう。

○古屋専門委員 生活困窮者という言葉はいいと思ひます。事実ですから、階層とい
うと一人々々でなく大勢を指しておりますから、一つのグループ、転業などに関

連して考えられるおそれがあるのです。あるいは生活保護程度の……。

○加藤幹重(代理) 職業に關連すると申しますより、生活程度ということになりますか。

○古屋専門委員 貧乏人は貧乏が悪いというふうにとられるおそれがありはしないか。

○永井部長 貧乏が悪いから家族計重を普及するということではありませんよ。

○松岡委員 貧乏の問題とは別なところで扱つて扱つておるのですから、別に誤解はないと思ひますが、階層という言葉は、階級的で、何か刺戟するというならば、平易な言葉で人々ともいへばいいと思ひます。

○加藤幹重(代理) この点は、下に普及とございますから、普及すること、かたへん望ましいのかもしれないませんが、ある階層が一応ここで考えられておつて、その階層がそれぞれに家族計重を真に必要なとする階層というふうになるのか、はたしてそういう普及の対象たるべき階層はもう充分に予想されておるというふうになることが通当かどうかということなのでございます。

○永井部長 一番いいのは、貧しい人々という意味なのですがね。

○松岡委員 実際向題としては、そのことはあらかじめ考えられることですね。とい

うのは、たとえば農村ほどでは、貧農はもとよりのことでありますが、大体農村には少し子供が多過ぎますね。そういう人々が存外家族計画というようなことについて考えない人々なのです。はなはだしきに至りましては、男の子供があれば、たいへん都合がいいから、あとのことはどうなるかは別として、子供が産れることをむしろ歓迎するような目前の考え、しかしマがて、今は次男坊が向題になつて来ておるのですから、三男、四男はなおさらのことでしょうが、これが農村がかえつて疲弊する根本の条件になつておるかもしれぬ。しかし存外家族計画というようなことは、そういう方面の人はお考えにならぬということですね。

○永井部会長 そういふ議論が出れば、人々という字にかえておきましようか。

○宮崎委員 これは人口向題に熱心な人にはそういうことはわかつておるし、またしよつちゆう使つておるし、気がつかないのですよ。だから最も熱心というとおかしいけれども、あまり人口向題に取つ組んでいない人が読んで誤解が起らないよ

うにすることが一番いいと思います。そういう意味で、松岡先生や北岡先生のつ
くられたものは、非常な専門家のつくられたものですから、やはりそれを咀嚼
玩味するのは国民ですから、もう一ぺん文句については、何も反対ではありません
ませんが、部長の方において、若い人ともお話願つて、私が先ほど申
しましたように、貧乏人は子を産むな、金持はいくらでも産んでいいというよ
うな見方のできるような文句はないかもう一ぺん御検討願つて、専門家でないもの
が読んで、なるほどこういうことかと思えるように、これは内容がなしに、文字
について直されらうですか。そうするとこれでいいんじゃないかという気が
するのです。やはり熱心な人が書かれたことは、熱情がほどばしるところがあり
ますからね、。

○吉野幹事（代理） 四のところですが、「租税の扶養家族控除等につき多産奨励の
の嫌あるものはこれを是正すること。」これは今の税法を見ましても、まづたく
こんなものはないと思ひます。たとえば所得税法ですと、扶養家族は一番目が一

番高く、だんく低くなります。ですから多産奨励のおせれは考えられません。租税特別措置法なんかは通産商関係ですが、これは産業奨励ということであつて、免税してゐるので、むつと積極的な意味があるのですし、扶養控除、特に所得税の分は、最低生活費が人間が多ければかかるから、扶養控除があるのですから、決して多産奨励という意味は、常識的に考えても、今の租税制度では多産奨励が起るおせれは全然考えられないのですが、……。

○水井部会長　ついでこの間までは私も経験したが、大分あつたんじやありませんか。それがこの間の改正で差をおつけになつて大分直されましたね。

○松岡委員　その点は必ずしも産めよふえよの政策が税制の上にとられておるとは私は強弁いたしません。しかしその影響は幾分ないとはいへない。すいぶんその点を強調する人がありますけれども、私はそれを強調しようとは思わないが、その影響はあると思いますね。影響はあるという程度であるから、従つて多産奨励ということを目的として今の税があるとは断定するものじやありません。子供が多けれ

ば、やはり加減してもらえろということの結果、やはり多産を幾分奨励することになるであらうから、そういう呉を是正してもらいたいと云う意味です。

○吉野幹事（代理）　そうすると、具體的な方策としては、扶養控除は一人なら一人にしろという意見ですか。

○松岡委員　早く言えば、三人位で打切つた方がいいことになるが、たゞ極端なことをいえば子供があればだん／＼下つて行くにしましても……。

○吉田幹事（代理）　租税の負担という点から考えると、人数が多ければ、それだけ経費がかかつておりますから、人数がふえるだけだん／＼下つて行くということ。は、人数が多ければ多い程全体としての租税の負担が重くなるということになる。

○松岡委員　負担力の差からいうと、生活費がかかるから税金がだん／＼下げられて行くということになるのは、子供を産むということに対しては非常な好意的な税制だということが考えられるわけですね。ですから、私どもは老人だから言うのじゃないが、お父さんやお母さんがあつたり、おじいさんおばあさんがあつたり

いたしますと、憲法がどうかわろうと、また民法がどうかわろうと、やりつばなしにして行くことはできないということとはしばらく別として、人口を制限しなければならないということが国策上取上げられておるときには、少しでもそういうことを考えるべきだと思います。一方ではずいぶん乱暴な議論がある。もう三人以上四人目には、むしろ税をかけるべきだ、五人目を産めはさらに重税を課すべきだ、これは冗談半分にせよ、そういう義論をする人があるのですから。

○吉田幹事（代理） 課すれば禁止的な税だということになつて来ますね。

○松岡委員 そういうのは私は乱暴だと言つておるのですが、そういう乱暴な議論が出る程今日の日本の人口はあまりにも過剰に過ぎ、これ以上抑止しておいたならば、その重圧のために、日本の運命にもかかわる向題にもなることが考えられる。従つて税制の面においても相当考慮しなればならぬことだろう。こう判断したわけです。ですから負担力云々というふうなことで、税理論のみこういう向題を片づける趣旨のものではなからう、これは総合的国策でなくはならぬ。

多いから少くしなければならぬということばかり考えて、いわゆる人口の質質を低下することがあつてはならないので、総合的に考慮しなければならぬと固執で、單なる税理論の突だけてこういふ問題を扱うべきでない、税の上にもやはり人口肉體についての考慮が押われなければならぬ、こういう考えです。

○永井節玄長 実際には今の生活において、扶養家族の控除をしかつて大したことじやないでしようね。ヒドコウしますと消極的な利益があるのです。子供を三人以上産まないようにすることが政府の方策だというと、人口を制限する上に効果があつたのですね。ことに農民やなんかに対しては、……。

○吉田幹事(代理) 扶養控除を一番長ぶのは一番所得の低い階層です。

○松岡委員 たとえば、インドでは早産の弊を禁止したが、しかし現在結婚しておるものなんかについてはどういふ扱いをするかということになるのですね。そういう経過的な規定はあらゆる法律制度の場合において考えられると思ひますよ。だから経過的には大抵当局はしかるべくお考えになつていいと思ひます。

○永井部会長 子供を産みつ放しで教育もできないというふうなことになるようにするといふ線に沿えばいいんじゃないですか。

○吉田幹事(代理) あまり扶養控除を高くしたりしては困るということなのでね。

○永井部会長 そうですね。なるべく、しかしこれは子供だけですよ、両親なにか別です。

○松岡委員 この場合は子供のことでですね。

○永井部会長 現にそういう頭で控除のあれをかえなということを大蔵大臣が新聞に書いておりましたね。大蔵省では現にやっておりますから、もう一層徹底させたいだけだし、こういう希望なのです。

○北岡専門委員 たとえば三人なり四人にして、それ以上は、私どもの希望からいえばやめてしまふ、所得税の負担能力という点からいいますと、ちよつと脱線しますけれどもね。

○松岡委員 負担能力からすれば、勤労所得なんか根本的に税率が高いということだ

すよ。それは單なる扶養家族の問題でなく、もう少し大きなところに問題がある。扶養家族なんか重大な人口政策と関連さすところにねらいがあるのであつて、さう仰う解題だと思います。

○館専門委員 いただいたところでは、あるいは多産奨励という字が多少強いかも思
れませんか。

○永井節会長 そんな感じはするな。

○松岡委員 大蔵当局としては氣になるかしれないね。

○永井節会長 もうウしいい字はないでしょうか。

○館専門委員 あとで起草委員会の先生方にぐらんい反だいて、字句の調整はお考え
願ひたいと思います。

○松岡委員 考えようによれば、奨励になるようなことはいけませんという筋の通
つに大蔵当局の説明があるならば、われくは承知し得るわけです。むしろ奨励
がいかぬという言葉の方が理窟の上では正しいと思ひます。何も奨励しておると

いう断定を強くしておるわけじゃないのです。

○吉田幹事(代理)　むしろ是正じやなくしてかける方々、。

○北岡専門委員　多産抑制の措置を講じてほしいという意味ですが、それじや強過ぎるというのでこうなつたのです。

○永井部会長　字句はしかるべく考えましょう。

○松岡委員　大藏当局では、奨励はしていないということを言いたいだろうという氣持もあつて、むしろ逆に奨励という言葉を使つたわけです。そこは物の考え方の相違にしかすぎないのであります。

次に、先ほど未だなにも御質問がないけれども、重要な問題であるから、この機会に本題の問題について一応せむ申し上げておきたいと古屋先生がおつしやつております。

○永井部会長　どうぞ。

○古屋専門委員　措置にこの問題を触れるのは、ちよつと早過ぎるのじやないかと思

つて説明のところに少しばかり触れておるわけですが、さわめて近い将来に非常に大きな問題になると私は見ておるので、ぜひこの際委員各位の御了解を得て、将来こつという問題が出てくるおそれがあるということだけでも御存じ願いたいと思うのであります。すなわち御説明申しますと、最近不姓施術が非常にふえて来たという問題があります。これは届出られたものは、たとえば昭和二十八年は三万二千人でありますけれども、隠れておるものが非常に多いという事実であります。これの推測はなかなかむずかしいのであります。医者がいろいろ施術をやりますときに、ついでにやつてしまふ、たとえば盲腸炎の施術をやるときに、ついでに縛つてしまふ、というふうな方法をやつて居りますから、これは非常にわからない。わからないが一つの方法で推測してみると、おそらく今日、もう昭和二十九年に入っておりますが二十五万から三十万あるかとわれくは見ておるのであります。なぜそういうふうに見えるか、その根拠を一つ申し上げたいと思つておる。私はむろん金もありませんし、役所の金を一文も使つておるわけではあり

ません。そういうわけです。十分の調査はできないのでありますが、学術会議あたりからもらいました。——あるいはこれは役所の金かまじりませんが——もので調べてみたのでありますが、十一県の生活保護世帯をこれから農村だけしか調べておりませんが、全体の調べた世帯が三千二百七十三世帯、これは北は青森から南は九州の鹿児島、熊本あたりまで及んでおるのであります。これは北は青森から南は九州の鹿児島、熊本あたりまで及んでおるのであります。これ以上実は金がなくて手がたげられなかつたのであります。三千二百七十三世帯調べのうちで百三十八人がくびつておるのであります。不仕施術を受けておるわけであります。その割合を申しますと四二%になっております。この三千二百七十三人は無論有配個のもので年令は四十九才以下のものであります。この四二%の率が、はたして大きい率であるか内輸の率であるかは尙題ですが、私の相手になつたのはかなり低い階級でありまして、生活保護世帯とか農村とかいう方で、都会の知識階級は、もつとやつておつて、おそろく四%なんという事はないんじゃないか、五%、六%は十分やつておらんんじゃないかと思うのであります。これは秋料があまりま

せんからわかりませんが、少く見積つても四、二〇は優生施術をやつておるのであります。そこでこれを全国に当てはめればどれくらいやつておるか由願であります。四十九才以下の有配偶の世帯が大體千二百五十万とすると、全国にこの比率がこのまま当てはまるとすると五十三万二千人が不妊施術をやつておるわけでありませう。ところが昭和二十八年に届けられたものが三万二千名。そこでこの表によつてふえ方を見ていただきたいのですが（図示）、昭和二十四年に五千三百名であつたものが、二十五年に一万を少し超えまして、二十六年に一万五千六百名、二十七年に二万一千名になつております。それが二十八年には一万ふえて三万一千名になつております。これを全都足したものが累計になります。今までやつたことのあるものが昭和二十八年現在で届出られたもの八万三千六百名と、いうことになつております。その意外にやみがどのくらいあるかが尙願ですが、それを計算してみますと、六、四倍という数が出て来たわけでありませう。とにかく八万三千名に對して五十三万二千名のは實際やつておるであらう。しかし届け

出られたのは八万三千人であり、そこで二十八年の三万一千人の届け出られ
た数にこの六、四倍を当てはめてみますと、二〇 実際やられておるのは十九万二
千すでにやつておることになるわけです。一番ここで大争なのはふえる率であり
ますが、二十四年から二十五年まではぐつとふえて、それから後は同じ割合でふ
えておる。これは(四角)こちらが対数になつておりますから、はつきり割合が
出るわけであり、普通書くと猛烈なスピードでこの線は上つておるのです。が、
率で表しますとこういうことになります。ほとんど直線であり、この直線が
このまま継続することになると未来はえらいことになります。これが急に下るこ
とは考えられないという事になれば、たとえば昭和三十一年になると、届出だ
けが九万二千になります。隠れてやるものを合せたものが五十七万に近いもの
になろうということであり、どうしてこういうことになるかという事、要す
るに受胎調節の政府のやり方が不幸にしてうまく行かなかつた、あまり成功しな
かつた。従つて溺るる者はわらをもつかむ気持ちで墮胎の方に行つた、これは非難
があり、どうも困るというので、この頃は盛んに結び出したつまり不妊施行をや

り出した、これが国民の實際の姿である、二ついうことを考えますときに、私どもはもう少し受胎調節を徹底的にやらないと、将来いろいろな意味で恐るべきこととなるんじゃないかと考えられますので、時間が無いとありますが、簡単に申し上げましたが、將來の御参考までにしていただきたいと思います。

○永井部会長 約束の時間を超過したそうですから、字句の訂正はおまかせ願いました、もう一回部会を開きましようか、それとも全部おまかせ願つて、總會のときに字句を訂正したものをこの部会の決議として出すことにいたしてよろしゅうございませうか。

○下条委員 部会長一任

○松岡委員 よろしいと思ひます。ただ希望を申し上げておきたいと思ひますことは、前文並びに主文等においては、その利敵的の言葉もないのではないかと思ひますが、措置の方の言葉はなるべくやわらかくするように御配慮願いたいと思ひます。私は気がつかないのです、説明のうちの「もちこみ」なんかは、不

穩当といえはいえるので、措置の方、説明の方の言葉を穩やかにしていだくだくことには異議はございません。

「異議なしと呼ぶ者あり」

○館専門委員 その兵につきましては、起草委員の先生方にやはりもう一度ごらんい

ただくことと申しわらいかがでしょうか。

○松岡委員 そういう必要はございません。

○永井部会長 あなたと私も立会いまして松岡さん、それだけでもう一回集って字句を直しましょう。

どうも長時間ありがとうございました。

午後四時四十分散会